

令和5年7月5日

1年生保護者様

岐阜市立島中学校

校長 辻 伸之

眼科健康相談における色覚検査について（お知らせ）


平素は学校の教育活動にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

眼科の色覚検査は、学校保健法施行規則の改正に伴い、平成15年度より健康相談として検査を希望される児童・生徒に対して個々に実施することとなりました。

先天性色覚異常は、男子の約5%（20人に1人）、女子の約0.2%（500人に1人）の割合で認められます。つまり、各クラス1～2人の色覚異常の児童が存在する可能性があります。色覚異常は色が分からない事は極めて稀で、多くの場合、似た色の微妙な違いを識別しにくくなるといった程度の見え方です。学校生活においては、教科書、色鉛筆、絵の具などに見誤りを起こす可能性があり、日常生活においては、細かく淡い色模様や均一な濃い色彩の中の一部異なる色、暗い条件下で見間違ふ恐れがあります。

先天性異常は本人に自覚のない場合が多く、日常生活にほとんど不自由がなく、色間違いに気づいた周囲の人たちから誤解をうけたまま過ごすことがあります。検査を行ってみて初めて分かることが多く、色覚検査なしにその状態を正しく把握することは困難です。治療法はありませんが、授業を受けるにあたり、また将来の職業・進路選択をする際の自分自身の色に対するの感覚を知っておくためにも必要な検査であると考えます。

つきましては、学校において色覚検査表を用いた検査が実施できますので、ご心配の方は学級担任または養護教諭までご相談ください。

	岐阜市立島中学校	
	担当	養護教諭 田中 裕子
	連絡先	232-4141